

処理施設の敷地の位置

名 称	敷地の位置	敷地面積	備考
産業廃棄物処理施設 丸源起業株式会社 代表取締役 富 一美	山武郡横芝光町篠本 根切 2 2 番 1、2 2 番 1 5 の一部	19,392.72 m ²	工業専用 地域

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

(理由)

本敷地は、J R 総武本線横芝駅から北に約 4 キロメートル離れたひかり工業団地内にあり、工業専用地域に位置している。施設は、幅員 1 6 メートルの県道に接しており、車両の通行に支障がなく、都市計画上支障がないと認められる。

計画概要書

1 施設の種類 産業廃棄物処理施設

2 施設の処理能力 破砕施設 (合計4基)

〈既設〉 破砕機1	廃プラスチック類	合計 416.64t/日	(前回許可 208.32t/日)
	木くず	合計 654.72t/日	(前回許可 327.36t/日)
	がれき類	合計 352.32t/日	(前回許可 176.16t/日)
〈既設〉 破砕機2	廃プラスチック類	合計 406.32t/日	(前回許可 203.16t/日)
	木くず	合計 573.36t/日	(前回許可 286.68t/日)
	がれき類	合計 701.28t/日	(前回許可 350.64t/日)
《増設》 破砕機2'	廃プラスチック類	合計 148.56t/日	(前回許可 0t/日)
	木くず	合計 302.40t/日	(前回許可 0t/日)
	がれき類	合計 343.44t/日	(前回許可 0t/日)
〈既設〉 破砕機3	廃プラスチック類	合計 64.08t/日	(前回許可 32.04t/日)

※破砕施設の稼働時間について12時間から24時間へ延長すると共に、新たな製品としてフラフ燃料を生成するために破砕機を1基増設する。

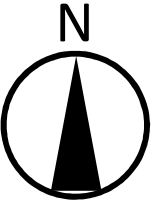
(フラフ燃料：廃プラスチック類・木くずなどの廃棄物をフィルム状に細かく破砕・圧縮し、燃料化したもの)

【参考：今回申請と前回許可との合計処理能力比較表】

処理品目	今回申請	前回許可	前回許可との比較
廃プラスチック類	1,035.60t/日	443.52t/日	約2.3倍
木くず	1,530.48t/日	614.04t/日	約2.5倍
がれき類	1,397.04t/日	526.80t/日	約2.7倍

3 建築物 既存 6 棟

位置図 1:25,000



搬出入経路

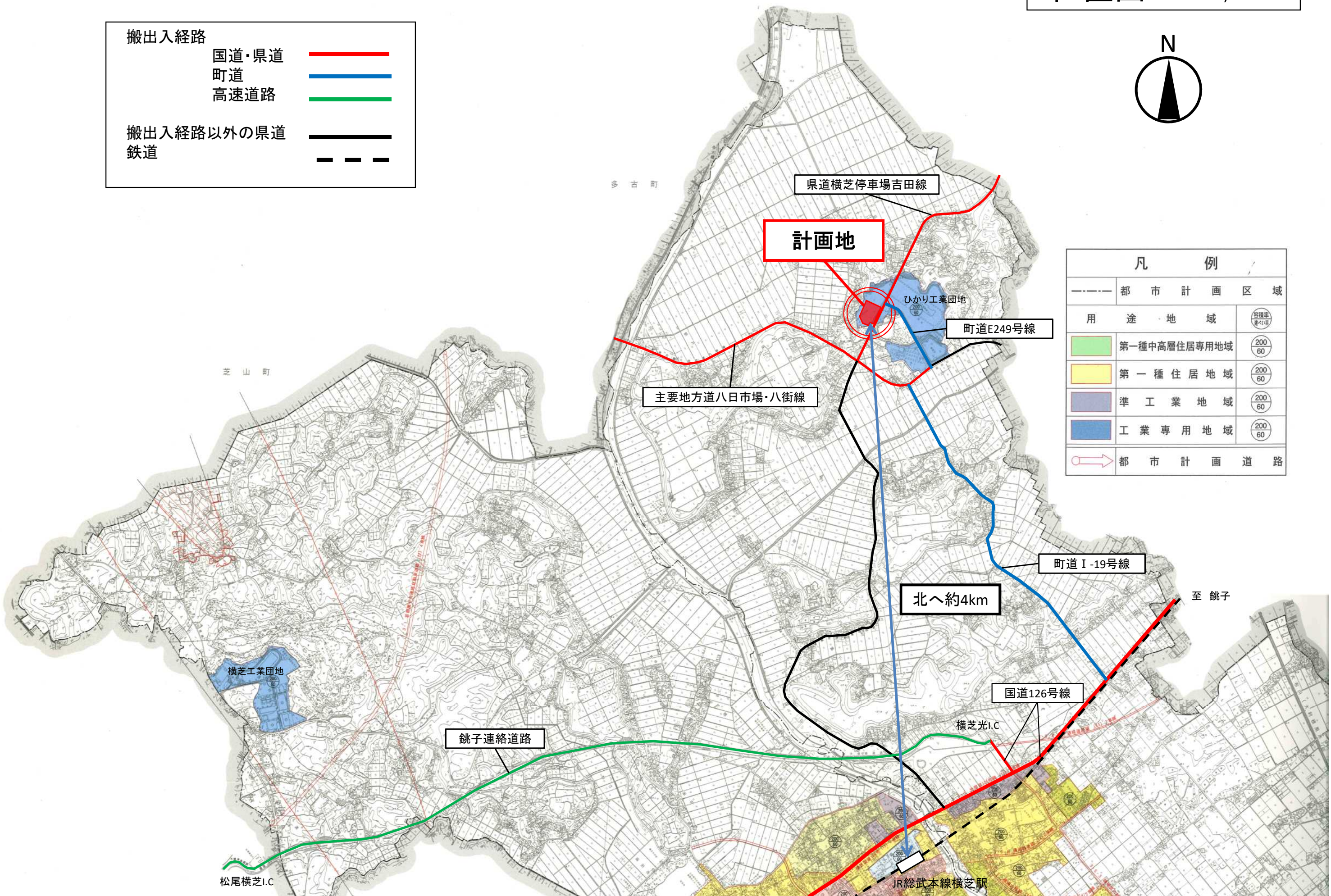
国道・県道

町道

高速道路

搬出入経路以外の県道

鉄道



凡 例		
-----	都 市 計 画 区 域	
用 途 地 域		容積率 建ぺい率
	第一種中高層住居専用地域	(200/60)
	第一種住居地域	(200/60)
	準工業地域	(200/60)
	工業専用地域	(200/60)
	都 市 計 画 道 路	

至 東金

計画図 1:2,500



計画地

ひかり工業団地

県道 横芝停車場吉田線
幅員:16m

町道 E249号線
幅員:16m

搬出入路



搬入



搬出

第192回千葉県都市計画審議会「第7号議案」概要

建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設
(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置(横芝光町)について

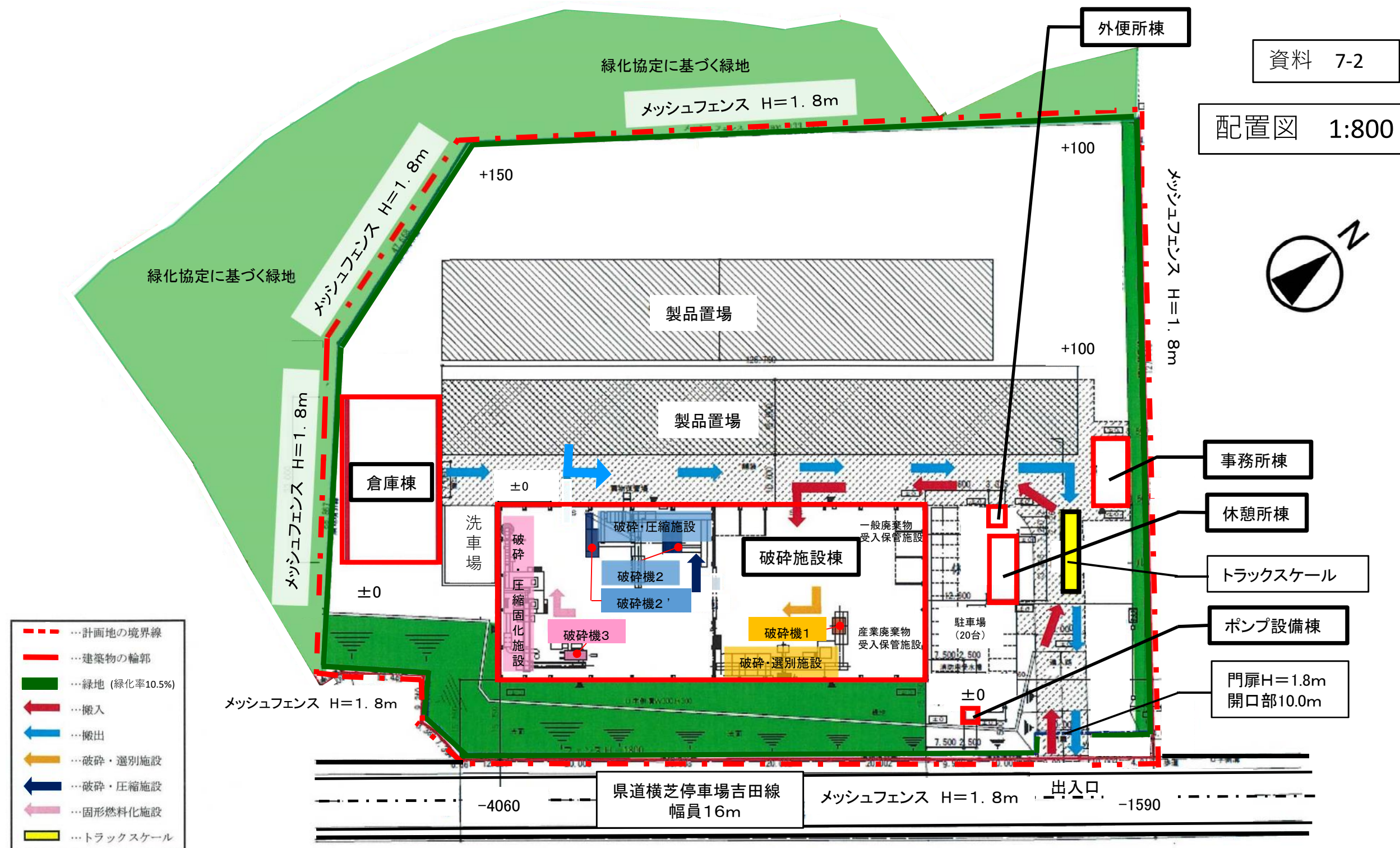
1 施設の概要

名 称	産業廃棄物処理施設 丸源起業株式会社 代表取締役 富 一美		
敷地面積	19,392.72 m ²	前面道路幅員	16m
処理施設	破碎施設 (4基) 破碎機1 廃プラスチック類 合計 416.64t/日 (前回許可 208.32t/日) 木くず 合計 654.72t/日 (前回許可 327.36t/日) がれき類 合計 352.32t/日 (前回許可 176.16t/日) 破碎機2 廃プラスチック類 合計 406.32t/日 (前回許可 203.16t/日) 木くず 合計 573.36t/日 (前回許可 286.68t/日) がれき類 合計 701.28t/日 (前回許可 350.64t/日) 破碎機2' 廃プラスチック類 合計 148.56t/日 (前回許可 0t/日) 木くず 合計 302.40t/日 (前回許可 0t/日) がれき類 合計 343.44t/日 (前回許可 0t/日) 破碎機3 廃プラスチック類 合計 64.08t/日 (前回許可 32.04t/日)		

2 審査指標

敷地の位置の適格性
・ 申請地は工業専用地域に位置している。 ・ 敷地境界から 100m 以内に学校、病院等がない。 ・ 近傍に既決定の都市施設はない。 ・ 県及び町の都市計画と整合している。
搬出入計画の妥当性
・ 主要な搬出入路は、幅員 16m の県道に接しており、車両の通行に支障がない。 (搬出入車両は1日あたり最大で 164 台。)
施設計画の妥当性
・ 建築物は建築基準法及び同法に規定される関係法令に適合している。 ・ 廃棄物処理法に基づき、施設の処理能力の算定が行われ、廃棄物等の保管施設、処理施設、駐車スペースが適切に配置されている。 ・ 敷地周囲には、高さ 1.8m のメッシュフェンスを設置し、敷地内に緑地帯を設けることで、周辺に配慮した施設計画としている。

※環境対策については、生活環境影響調査が実施されており、環境基準を遵守していることを環境部局に確認している。



環境関係法令等との適合状況

廃棄物処理法 第15条第3項による 生活環境影響調査項目	関係法令等	左欄の 法令等の 適用の有無	規制基準 との 適合状況	備 考
大気汚染	大気汚染防止法	無	—	【適用除外の理由】 同法の適用があるばい煙発生施設や一般粉じん発生施設には該当しないため。
	ダイオキシン類 対策特別措置法	無	—	【適用除外の理由】 同法の適用があるダイオキシン類発生施設には該当しないため。
	横芝光町 公害防止条例	無	—	【適用除外の理由】 同条例の適用がある特定施設に該当しないため。
騒 音	騒音規制法	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼働時間：24時間]
				時間帯
				朝（6～8時）
				昼間（8～19時）
				夕（19～22時）
				夜間（22～6時）
	横芝光町 公害防止条例	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼働時間：24時間]
				時間帯
				朝（6～8時）
				昼間（8～19時）
				夕（19～22時）
				夜間（22～6時）
振 動	振動規制法	無	—	【適用除外の理由】 規制区域外にあるため。
	横芝光町 公害防止条例	無	—	【適用除外の理由】 規制区域外にあるため。
悪 臭	悪臭防止法	有	適合	規制対象となる特定悪臭物質の排出がない。
	横芝光町 公害防止条例	有	適合	悪臭の発生がないため。
水質汚濁	水質汚濁防止法	無	—	【適用除外の理由】 同法の適用がある特定施設に該当しないため。
	横芝光町 公害防止条例	無	—	【適用除外の理由】 同条例では水質汚濁に関する規制基準がないため。